

## 濃縮加工施設における廃品シリンダ等の取り扱いについて

### 1. 概要

2021年8月16日の面談での結果を踏まえ、濃縮加工施設における廃品シリンダ等の取り扱いに係る以下の2点について再整理を実施した。

- ①今後の新規制基準における廃品シリンダ等の設工認、検査、管理方法の見直しの方針について整理した。
- ②既認可の廃品シリンダの設工認（認可番号：平成18・02・06原第1号）の2項申請（申請本数の減）の申請方針、時期について整理した。

### 2. ①廃品シリンダ等の設工認、検査、管理方法の見直しの方針

設工認、検査等の見直しの全体の対応フローを添付1に示すとともに具体的な方針を以下に示す。

#### （1）設工認の方針

これまでは同じ型式のシリンダについて、原料ウランを取り扱う場合は「原料シリンダ」、廃品ウランを取り扱う場合は「廃品シリンダ」とし、転用等の都度、別々に仕様表を作成し設工認の申請を実施していたが、双方のシリンダに求められる技術基準要求、仕様・構造に違いはないことから、新規制基準における設工認では、型式（ANSI 又は ISO 規格 48Y）でまとめ、ひとつの仕様表として申請する。見直し後の仕様表のイメージを添付2に示す。

#### （2）検査の方針

認可後の検査については、事業所外からの原料シリンダの受け入れの都度、設工認に基づき、シリンダの仕様・構造等を使用前事業者検査にて確認する。なお、設工認の工事の方法に、本シリンダの受け入れ時に使用前事業者検査を行うことを明記する。また、使用前確認の方法等については、今後の設工認での説明内容等を踏まえ調整させていただきたい。

#### （3）最大貯蔵本数の確認

シリンダ本数については、施設の稼働後、受け入れ、転用により変動するため、設工認には実個数ではなく最大貯蔵本数を記載する。最大貯蔵本数の管理は、事業所外から原料シリンダを受け入れたとき及び空になったシリンダを廃品シリンダに転用するときに保安規定に基づき、最大貯蔵本数以下であることを確認し、事業変更許可、設工認に記載した値を超えないことを管理する。保安規定の記載の抜粋を添付3に示す（最大貯蔵本数の管理は現行の保安規定に規定済み）。

#### （4）その他

ANSI 又は ISO 規格 30B の製品シリンダ、廃品シリンダについても上記と同様の対応を図る。ANSI 又は ISO 規格 30B の製品シリンダの場合の仕様表のイメージ、対応フローを添付4、5に示す。

3. ②既認可の廃品シリンダの設工認の2項申請の申請方針、時期

平成18年に申請した「認可番号：平成18・02・06原第1号」の設工認について、炉規法第16条の二の2項申請（変更）を行い、申請本数を160本から92本に変更し、合格証の交付を受けていない未受検分の68本を減ずる。変更内容が申請本数を減ずるのみで、技術基準への適合性に係る内容に変更がないため、以下の表1に示すイメージで申請することで考えている。

なお、当該申請書の変更（本数の減）以外の合格証交付済みの廃品シリンダについては、新規制基準の第5回申請において技術基準への適合を示すことから、本設工認は第5回申請と同時に申請する。

【表1 申請項目、方針のイメージ】

項	項目	方針
一	名称及び住所並びに代表者の氏名	従前同様に記載
二	変更に係る事業所の名称及び所在地	
三	変更に係る加工施設の区分並びに設計及び工事の方法	別添のとおり申請本数を160本から92本に変更する旨を記載する。別添のイメージを添付6に示す。
四	工事工程表	申請本数減のみのため現地工事はない旨を記載
五	設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	申請本数減のみのため品質管理に変更はない旨を記載
六	変更の理由	申請本数を160本から92本に変更すること及び92本の廃品シリンダについては、既設設備（合格証交付済み）であるため、第5回申請にて新規制基準への適合性を申請する旨を記載
添 (1)	加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	申請本数減のみのため許可整合に変更はない旨を記載
添 (2)	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	申請本数減のみのため品質管理に変更はない旨を記載
添 (3)	加工施設の技術基準への適合性に関する説明書	申請本数減のみのため適合性に変更はない旨を記載

以上

【これまでの原料シリンダ、廃品シリンダの対応フロー】

No.	1	2	3	4	5	6	7	8
工程	原料シリンダ受入	原料シリンダ 設工認	原料シリンダ 使用前検査	原料シリンダ UF6発生	廃品シリンダへの転 用設工認	廃品シリンダへの 転用使用前検査	廃品シリンダ UF6回収	廃品シリンダ 貯蔵
説明	○事業所外から原料シリンダを受け入れる。	○搬入後、概ね1年以内に貯蔵設備として設工認を申請、認可を受ける。 (搬入後1年以内に発生槽に装填し発生させる場合は設工認対象外)	○設工認に基づき使用前検査を受検し合格を受ける。 ○合格後、承認容器の廃止を届出。	○発生槽に装填し、UF6をカスケードへ供給する。 ○UF6発生により空シリンダとなる。	○空となった原料シリンダについて、廃品シリンダへの転用の設工認を申請、認可を受ける。	○設工認に基づき使用前検査を受検し合格を受ける。	○廃品回収槽に装填し、カスケード、コールドトラップからUF6を回収する。	○貯蔵庫で廃品シリンダを貯蔵する。
内容物	UF6充填	UF6充填	UF6充填	UF6充填⇒空	空	空	空⇒UF6充填	UF6充填
許認可等	輸送容器(承認容器) ANSI又はISO規格48Y	輸送容器(承認容器) ANSI又はISO規格48Y	輸送容器(承認容器) ANSI又はISO規格48Y ⇒ 貯蔵設備(設工認) 原料シリンダ	貯蔵設備(設工認) 原料シリンダ	貯蔵設備(設工認) 原料シリンダ	貯蔵設備(設工認) 原料シリンダ ⇒ 貯蔵設備(設工認) 廃品シリンダ	貯蔵設備(設工認) 廃品シリンダ	貯蔵設備(設工認) 廃品シリンダ

【見直し後の原料シリンダ、廃品シリンダの対応フロー(案)】

No.	1	2	3	4	5	6	7
工程	新規基準 設工認	原料シリンダ受入	ANSI又はISO規格48Y 使用前事業者検査	原料シリンダ UF6発生	廃品シリンダへの転 用	廃品シリンダ UF6回収	廃品シリンダ 貯蔵
説明	○同一型式の原料シリンダ、廃品シリンダの仕様・構造が新規基準に適合していること及び各シリンダの最大貯蔵本数を申請し認可を受ける。	○事業所外から原料シリンダを受け入れる。 ○保安規定に基づき原料シリンダの最大貯蔵本数以下であることを確認する。	○受け入れたシリンダの仕様・構造が設工認のとおりであることを使用前事業者検査にて確認する。 ○検査後、承認容器の廃止を届出。	○発生槽に装填し、UF6をカスケードへ供給する。 ○UF6発生により空シリンダとなる。	○空となった原料シリンダについて、廃品シリンダへ転用する。 ○転用においては、使用前事業者検査を実施済みのシリンダであることを確認する。 ○保安規定に基づき廃品シリンダの最大貯蔵本数以下であることを確認する。	○廃品回収槽に装填し、カスケード、コールドトラップからUF6を回収する。	○貯蔵庫で廃品シリンダを貯蔵する。
内容物	—	UF6充填	UF6充填	UF6充填⇒空	空	空⇒UF6充填	UF6充填
許認可等	—	輸送容器(承認容器) ANSI又はISO規格48Y	輸送容器(承認容器) ANSI又はISO規格48Y ⇒ 貯蔵設備(設工認) ANSI又はISO規格48Y	貯蔵設備(設工認) ANSI又はISO規格48Y	貯蔵設備(設工認) ANSI又はISO規格48Y	貯蔵設備(設工認) ANSI又はISO規格48Y	貯蔵設備(設工認) ANSI又はISO規格48Y

## 見直し後の仕様表のイメージ (ANSI 又は ISO 規格 48Y)

		変更前		変更後	
名称	—	原料シリンダ *1	廃品シリンダ *1	変更なし	
種類 (型式)	—	ANSI 又は ISO 規格 48Y			
容量	kg-UF <sub>6</sub> /本	12501*2 (約 8450 kg-U)			
最高使用圧力	MPa	上限 : 960 下限 : 0			
最高使用温度	℃	94			
流体等の種類	—	固体 UF <sub>6</sub> , 気体 UF <sub>6</sub>			
臨 界 管 理	—	—*3			
主 要 寸 法	胴内径	mm	1220 (48 in) *2		
	全長	mm	3803.5 (149 3/4 in) *2		
	厚さ	mm	13 以上 (16 (5/8 in) *2)		
主 要 材 料	胴本体	—	ASTM A516 / ASME SA516 *2		
	鏡板	—	ASTM A516 / ASME SA516 *2		
最大貯蔵本数		本	228*4		1222*4
取 付 箇 所	系統名 (ライン名)	—	—*5		
	設置床 (室名称)	—	A ウラン貯蔵室 B ウラン貯蔵室 C ウラン貯蔵室		

注記 \*1 : ANSI 又は ISO 規格 48Y に天然 UF<sub>6</sub>を充填したものを原料シリンダ, 劣化 UF<sub>6</sub>を充填したものを廃品シリンダとする。

\*2 : ANSI 又は ISO 規格に基づく設計値又は材料を示す。

\*3 : 本シリンダは, 取扱う UF<sub>6</sub>の濃縮度が 0.95 %以下であることから臨界管理を必要としないため「—」とする。

\*4 : 本施設内における UF<sub>6</sub>が充填された原料シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) 及び廃品シリンダ (ANSI 又は ISO 規格 48Y) の最大貯蔵本数を示す。

\*5 : 系統区別を必要としないため「—」とする。

## 第5章 核燃料物質の管理

（核燃料物質等の受入れ、払出し）

第31条 運営管理課長は、加工施設外から核燃料物質を受入れる場合は、受入検査により保安措置が講じられていることを確認する。

2 運営管理課長は、加工施設外へ核燃料物質を払出す場合は、第69条を遵守するほか、払出検査により保安措置を講じるとともに、次に定める事項を確認する。

- (1) 核燃料物質の払出先の責任の範囲が明確であること。
- (2) 国内に核燃料物質を払出す場合は、払出先が法に基づく核燃料物質に関する許可を有していること。
- (3) 海外に核燃料物質を払出す場合は、輸出に係る手続きが完了していること。
- (4) 核燃料物質が返却される場合は、返却の時期が定められていること。

3 運営管理課長は、空の UF<sub>6</sub> シリンダを受入れた場合は、当該シリンダが ANSI 又は ISO 規格に適合していることを確認する。

（核燃料物質の取扱い）

第32条 運転管理課長は、加工施設で核燃料物質を運搬する場合は、貯蔵施設の搬送設備又は専用ケースにより取扱う。

（核燃料物質の貯蔵）

第33条 運転管理課長は、核燃料物質を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) UF<sub>6</sub> シリンダに封入されていることを確認すること。
- (2) 貯蔵施設の原料、製品又は廃品シリンダ置台上に貯蔵すること。
- (3) 貯蔵施設の搬送設備により取扱うこと。
- (4) UF<sub>6</sub> シリンダの貯蔵数量は、別表 14 に示す最大貯蔵数量を超えないこと。**
- (5) 貯蔵施設の入口付近に貯蔵上の注意事項を掲示すること。

2 運転管理課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質以外の核燃料物質を保管する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 中間製品容器に封入されていることを確認すること。
- (2) 保管区域の中間製品容器置台上に保管すること。
- (3) 貯蔵施設の搬送設備により取扱うこと。
- (4) 中間製品容器の保管数量が、別表 15 に示す最大保管数量を超えないこと。
- (5) 保管区域の入口付近に保管上の注意事項を掲示すること。

3 運転管理課長は、付着ウラン回収設備にて回収した核燃料物質を保管する場合は、次の事項を遵守する。

別表 14 最大貯蔵数量（第 33 条関係）

貯蔵室	核燃料物質の種類	最大貯蔵数量	
A ウラン貯蔵室	濃縮ウラン及び劣化ウラン	製品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B） 廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B）（注）	144 本
	天然ウラン	原料シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）	228 本
B ウラン貯蔵室	濃縮ウラン及び劣化ウラン	製品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B） 廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B）（注）	156 本
	劣化ウラン	廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）	592 本
C ウラン貯蔵室	劣化ウラン	廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）	630 本

（注）A ウラン貯蔵室及び B ウラン貯蔵室における廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B）は、合計が 3t-U 以下とする。

別表 15 最大保管数量（第 33 条関係）

保管場所	最大保管数量
中間製品容器置場	中間製品容器 45 本
付着ウラン回収容器置場	付着ウラン回収容器 21 本

【これまでの製品シリンダ※の対応フロー】

No.	1	2	3	4	5	6
工程	ANSI又はISO規格30B (空)受入	製品シリンダ UF6回収	製品シリンダ 設工認	製品シリンダ 使用前検査	製品シリンダ 貯蔵	製品シリンダ 搬出
説明	○事業所外からANSI又はISO規格30B(空)を受け入れる。	○製品シリンダ槽に装填し、均質槽等からUF6を回収する。	○充填後、概ね1年以内に貯蔵設備として設工認を申請、認可を受ける。 (搬入後1年以内に事業所外に搬出する場合は設工認対象外)	○設工認に基づき使用前検査を受検し合格を受ける。	○製品シリンダを搬出までの間、貯蔵する。	○事業所外へ製品シリンダを搬出する。
内容物	空	空⇒UF6充填	UF6充填	UF6充填	UF6充填	UF6充填
許認可等	輸送容器(承認容器) ANSI又はISO規格30B	輸送容器(承認容器) ANSI又はISO規格30B	輸送容器(承認容器) ANSI又はISO規格30B	輸送容器(承認容器) ANSI又はISO規格30B + 貯蔵設備(設工認) 製品シリンダ	輸送容器(承認容器) ANSI又はISO規格30B + 貯蔵設備(設工認) 製品シリンダ	輸送容器(承認容器) ANSI又はISO規格30B

【見直し後の製品シリンダ※の対応フロー(案)】

No.	1	2	3	4	5	6
工程	新規制基準 設工認	ANSI又はISO規格30B (空)受入	ANSI又はISO規格30B 使用前事業者検査	製品シリンダ UF6回収	製品シリンダ 貯蔵	製品シリンダ 搬出
説明	○製品シリンダの仕様・構造が新規制基準に適合していること及び製品シリンダの最大貯蔵本数を申請し認可を受ける。	○事業所外からANSI又はISO規格30B(空)を受け入れる。 ○保安規定に基づき製品シリンダの最大貯蔵本数以下であることを確認する。	○受け入れたシリンダの仕様・構造が設工認のとおりであることを使用前事業者検査にて確認する。	○製品シリンダ槽に装填し、均質槽等からUF6を回収する。	○製品シリンダを搬出までの間、貯蔵する。	○事業所外へ製品シリンダを搬出する。
内容物	—	空	空	空⇒UF6充填	UF6充填	UF6充填
許認可等	—	輸送容器(承認容器) ANSI又はISO規格30B	輸送容器(承認容器) ANSI又はISO規格30B + 貯蔵設備(設工認) ANSI又はISO規格30B	輸送容器(承認容器) ANSI又はISO規格30B + 貯蔵設備(設工認) ANSI又はISO規格30B	輸送容器(承認容器) ANSI又はISO規格30B + 貯蔵設備(設工認) ANSI又はISO規格30B	輸送容器(承認容器) ANSI又はISO規格30B

※:ANSI又はISO規格30B(空)に廃品UF6を充填し廃品シリンダとして取り扱う場合があるが、対応の流れは製品シリンダと同じであるため記載を省略する。

## 見直し後の仕様表のイメージ (ANSI 又は ISO 規格 30B)

			変更前		変更後	
名称	—		製品シリンダ <sup>*1</sup>	廃品シリンダ <sup>*1</sup>	変更なし	
種類 (型式)	—		ANSI 又は ISO 規格 30B			
容量	kg-UF <sub>6</sub> /本	2277 <sup>*2</sup> (約 1540 kg-U)				
最高使用圧力	MPa	上限：960 下限：0				
最高使用温度	℃	94				
流体等の種類	—		固体 UF <sub>6</sub> , 気体 UF <sub>6</sub>			
臨 界 管 理 <sup>*2</sup>	核的 制限値	濃縮度	%	5 以下 <sup>*2</sup>		— <sup>*3</sup>
		減速度	H/U- 235	1.7 以下 <sup>*2</sup>		— <sup>*3</sup>
	他ユニットとの 相互間隔		cm	30 以上 <sup>*4</sup>		
主 要 寸 法	胴内径		mm	736 (29 in) <sup>*2</sup>		
	全長		mm	2070 (81 1/2 in) <sup>*2</sup>		
	厚さ		mm	8 以上 (13 (1/2 in) <sup>*2</sup> )		8.2 以上 (13 (1/2 in) <sup>*2</sup> )
主 要 材 料	胴本体		—	ASTM A516 / ASME SA516 <sup>*2</sup>		
	鏡板		—	ASTM A516 / ASME SA516 <sup>*2</sup>		
最大貯蔵本数		本	製品シリンダ及び 廃品シリンダ：300 <sup>*5</sup>		変更なし	
取 付 箇 所	系統名 (ライン名)		—	— <sup>*5</sup>		
	設置床 (室名称) <sup>*7</sup>		—	A ウラン貯蔵室 B ウラン貯蔵室		

- 注記 \*1：ANSI 又は ISO 規格 30B に濃縮 UF<sub>6</sub>を充填したものを製品シリンダ，劣化 UF<sub>6</sub>を充填したものを廃品シリンダとする。
- \*2：ANSI 又は ISO 規格に基づく設計値又は材料を示す。
- \*3：本シリンダに劣化 UF<sub>6</sub>を充填し廃品シリンダとして取り扱う場合は，臨界管理の対象外とする。
- \*4：他ユニットとの相互間隔は，本シリンダを定置する製品シリンダ置台（充填），2号製品回収槽等の配置にて確保する。
- \*5：本施設内における UF<sub>6</sub>が充填された製品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B）及び廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B）の合計の最大貯蔵本数を示す。なお，廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 30B）の貯蔵量は，3 t-U 以下とする。
- \*6：系統区別を必要としないため「—」とする。

変更に伴う比較のイメージ

該当項	頁	既認可（平成 18・02・06 原第 1 号）	本申請で変更する内容	備考																																																						
ト 核燃料物質 の貯蔵施設 (イ) 貯蔵設備	(イ) - 1	<p>(一) 変更の概要</p> <p>平成18年2月6日付け平成17・03・03原第4号をもって加工の事業の変更許可を受けたところにより、以下に示す変更を行う。</p> <p>a. 貯蔵設備として既に認可を受けているANSI規格48Yの廃品シリンダの一部を、劣化ウランの詰替えのために加熱して使用する廃品シリンダとする。</p> <p>b. Bウラン貯蔵室の劣化ウランの最大貯蔵能力を増強するため、ANSI規格48Yの廃品シリンダを160本増設する。</p>	<p>b. Bウラン貯蔵室の劣化ウランの最大貯蔵能力を増強するため、ANSI規格48Yの廃品シリンダを<u>92</u>本増設する。</p>	申請本数160本を92本とする。																																																						
ト 核燃料物質 の貯蔵施設 (イ) 貯蔵設備	(イ) - 1	<p>(三) 一般仕様及び技術基準に対する仕様</p> <p>a. 本申請に係る ANSI 規格 48Y の廃品シリンダは、核燃料物質の貯蔵施設の貯蔵設備として平成 7 年 11 月 30 日付け 7 安（核規）第 668 号をもって設計及び工事の方法の認可を受けたものである。</p> <p>本申請では、貯蔵設備として認可を受けた ANSI 規格 48Y の廃品シリンダの一部を、劣化ウランの詰替えのために加熱して使用する廃品シリンダとする。本申請に係る廃品シリンダの仕様を表-1 に、構造図を図-1 に示す。</p> <p>なお、平成7年11月30日付け7安（核規）第668号をもって設計及び工事の方法の認可を受けたものと同じである箇所は、表-1に「既認可済みの内容と同じ」と記述する。</p> <p>b. 本申請では、Bウラン貯蔵室の劣化ウランの最大貯蔵能力を増強するため、新たにANSI規格48Yの廃品シリンダを160本増設する。本申請に係る廃品シリンダの仕様を表-1に、構造図を図-1に示す。</p>	<p>b. 本申請では、Bウラン貯蔵室の劣化ウランの最大貯蔵能力を増強するため、新たにANSI規格48Yの廃品シリンダを<u>92</u>本増設する。本申請に係る廃品シリンダの仕様を表-1に、構造図を図-1に示す。</p>	申請本数160本を92本とする。																																																						
ト 核燃料物質 の貯蔵施設 (イ) 貯蔵設備	(イ) - 2	<p>表-1 貯蔵設備の仕様（廃品シリンダ）</p> <table border="1" data-bbox="477 1268 1531 1898"> <tr> <td rowspan="3">対応する加工事業許可</td> <td>許可番号（日付）</td> <td colspan="2">平成 17・03・03 原第 4 号(平成 18 年 2 月 6 日付け)</td> </tr> <tr> <td>主要な設備及び機器の種類</td> <td colspan="2">核燃料物質の貯蔵施設</td> </tr> <tr> <td>許可との対応</td> <td colspan="2">上記施設の構成設備</td> </tr> <tr> <td>設備・機器名称</td> <td>貯蔵設備</td> <td colspan="2">[既認可済みの内容と同じ]</td> </tr> <tr> <td>設備・機器の区分</td> <td>付属設備</td> <td colspan="2">[既認可済みの内容と同じ]</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>—</td> <td colspan="2">[既認可済みの内容と同じ]</td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td>廃品シリンダ (ANSI 規格 48Y)</td> <td colspan="2">[既認可済みの内容と同じ]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">変更内容</td> <td colspan="2">廃品シリンダの本数は、既に認可を受けている廃品シリンダ及び今回申請する原料シリンダからの転用分の合計 1222 本となる。なお、内訳を以下に示す。</td> <td rowspan="4">貯蔵設備として既に認可を受けている廃品シリンダ (ANSI 規格 48Y) の一部を劣化ウランの詰替えのために加熱して使用する廃品シリンダとする。</td> </tr> <tr> <td>既に認可を受けている廃品シリンダ</td> <td>新規製作：20 本</td> </tr> <tr> <td>今回申請する廃品シリンダ</td> <td>原料シリンダの転用：1042 本</td> </tr> <tr> <td>今回申請する廃品シリンダ</td> <td>原料シリンダの転用：160 本</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>160 本</td> <td colspan="2">1 本</td> </tr> </table>	対応する加工事業許可	許可番号（日付）	平成 17・03・03 原第 4 号(平成 18 年 2 月 6 日付け)		主要な設備及び機器の種類	核燃料物質の貯蔵施設		許可との対応	上記施設の構成設備		設備・機器名称	貯蔵設備	[既認可済みの内容と同じ]		設備・機器の区分	付属設備	[既認可済みの内容と同じ]		設置場所	—	[既認可済みの内容と同じ]		機器名	廃品シリンダ (ANSI 規格 48Y)	[既認可済みの内容と同じ]		変更内容	廃品シリンダの本数は、既に認可を受けている廃品シリンダ及び今回申請する原料シリンダからの転用分の合計 1222 本となる。なお、内訳を以下に示す。		貯蔵設備として既に認可を受けている廃品シリンダ (ANSI 規格 48Y) の一部を劣化ウランの詰替えのために加熱して使用する廃品シリンダとする。	既に認可を受けている廃品シリンダ	新規製作：20 本	今回申請する廃品シリンダ	原料シリンダの転用：1042 本	今回申請する廃品シリンダ	原料シリンダの転用：160 本	台数	160 本	1 本		<p>表-1 貯蔵設備の仕様（廃品シリンダ）</p> <table border="1" data-bbox="1576 1537 2629 1898"> <tr> <td rowspan="4">変更内容</td> <td colspan="2">廃品シリンダの本数は、既に認可を受けている廃品シリンダ及び今回申請する原料シリンダからの転用分の合計 <u>1154</u>本となる。なお、内訳を以下に示す。</td> <td rowspan="4">貯蔵設備として既に認可を受けている廃品シリンダ (ANSI 規格 48Y) の一部を劣化ウランの詰替えのために加熱して使用する廃品シリンダとする。</td> </tr> <tr> <td>既に認可を受けている廃品シリンダ</td> <td>新規製作：20 本</td> </tr> <tr> <td>今回申請する廃品シリンダ</td> <td>原料シリンダの転用：1042 本</td> </tr> <tr> <td>今回申請する廃品シリンダ</td> <td>原料シリンダの転用：<u>92</u> 本</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td><u>92</u>本</td> <td colspan="2">1 本</td> </tr> </table>	変更内容	廃品シリンダの本数は、既に認可を受けている廃品シリンダ及び今回申請する原料シリンダからの転用分の合計 <u>1154</u> 本となる。なお、内訳を以下に示す。		貯蔵設備として既に認可を受けている廃品シリンダ (ANSI 規格 48Y) の一部を劣化ウランの詰替えのために加熱して使用する廃品シリンダとする。	既に認可を受けている廃品シリンダ	新規製作：20 本	今回申請する廃品シリンダ	原料シリンダの転用：1042 本	今回申請する廃品シリンダ	原料シリンダの転用： <u>92</u> 本	台数	<u>92</u> 本	1 本		申請本数160本を92本とする。
対応する加工事業許可	許可番号（日付）	平成 17・03・03 原第 4 号(平成 18 年 2 月 6 日付け)																																																								
	主要な設備及び機器の種類	核燃料物質の貯蔵施設																																																								
	許可との対応	上記施設の構成設備																																																								
設備・機器名称	貯蔵設備	[既認可済みの内容と同じ]																																																								
設備・機器の区分	付属設備	[既認可済みの内容と同じ]																																																								
設置場所	—	[既認可済みの内容と同じ]																																																								
機器名	廃品シリンダ (ANSI 規格 48Y)	[既認可済みの内容と同じ]																																																								
変更内容	廃品シリンダの本数は、既に認可を受けている廃品シリンダ及び今回申請する原料シリンダからの転用分の合計 1222 本となる。なお、内訳を以下に示す。		貯蔵設備として既に認可を受けている廃品シリンダ (ANSI 規格 48Y) の一部を劣化ウランの詰替えのために加熱して使用する廃品シリンダとする。																																																							
	既に認可を受けている廃品シリンダ	新規製作：20 本																																																								
	今回申請する廃品シリンダ	原料シリンダの転用：1042 本																																																								
	今回申請する廃品シリンダ	原料シリンダの転用：160 本																																																								
台数	160 本	1 本																																																								
変更内容	廃品シリンダの本数は、既に認可を受けている廃品シリンダ及び今回申請する原料シリンダからの転用分の合計 <u>1154</u> 本となる。なお、内訳を以下に示す。		貯蔵設備として既に認可を受けている廃品シリンダ (ANSI 規格 48Y) の一部を劣化ウランの詰替えのために加熱して使用する廃品シリンダとする。																																																							
	既に認可を受けている廃品シリンダ	新規製作：20 本																																																								
	今回申請する廃品シリンダ	原料シリンダの転用：1042 本																																																								
	今回申請する廃品シリンダ	原料シリンダの転用： <u>92</u> 本																																																								
台数	<u>92</u> 本	1 本																																																								